令和5年度沖縄市地域密着型サービス事業所集団指導



目次

- 1. 運営基準 令和5年度末までの経過措置について
- 2. 感染症法上の位置づけの変更に伴うコロナ臨時的取扱いについて
- 3. 業務管理体制について
- 4. 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)について
- 5. お知らせ事項
- 6. 令和4年度介護職員処遇改善加算等実績報告書について
- 7. 処遇改善加算等に係る注意事項

1. 運営基準 令和5年度末までの経過措置について

以下の項目については、**令和6年3月31日までに**整備してください。

- ①業務継続計画の策定等
- ②認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- ④虐待の防止

①業務継続計画の策定等

参考

<厚生労働省ホームページ>



介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_k aigo/kaigo koureisha/douga 00002.html

介護施設・事業所における業務継続ガイドラインや、研修動画が掲載されています。(新型コロナウイルス感染症、自然災害別)



②認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

参考

<沖縄県ホームページ>

介護保険施設等従事者向け研修

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/shido/13595.html

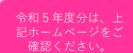
※令和4年度の情報(参考)

•eラーニング

期間、人数制限なし。受講料 3,000円

• 集合研修

例年4回開催(各回定員25名)。テキスト代 1.100円





③感染症の予防及びまん延の防止のための措置

参考

<厚生労働省ホームページ>

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

感染症対策の手引き等が掲載されています。



④虐待の防止

参考

<厚生労働省ホームページ>

• 高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html



研修、検証等に活用できる調査研究事業等の資料等が掲載されています。

• 高齢者虐待防止の基本 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkvoku/1.pdf

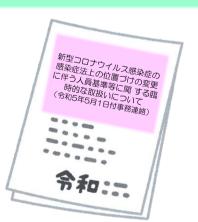


2. 感染症法上の位置づけの変更に伴うコロナ臨時的取扱いについて



令和5年5月8日 以降





※沖縄市ホームページ参照

https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020/contents/p00006.html



別紙2 位置づけ変更後におけるコロナ特例事務 連絡の取り扱い整理表 (R5.05.01)

利用者や従事者等において新型コロナ感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための臨時的な取扱いや、アクチン接種の促進のための臨時的な取扱いについては、当面の間継続する。

利用者や従事者 (同居する家族を含む) に新型コロナ感染者 (又はその疑いがある者) が発生した 場合において、柔軟な取扱いを継続する。

実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。

新型コロナの感染症法上の位置づけ 変更に伴い、各種制限が緩和される ことを踏まえ、臨時的な取扱いがな くても必要なサービスを提供するこ とが可能と考えられるものについて は、当該臨時的な取扱いを令和5年 5月7日をもって終了する。

	継続	一部修正(基準等)	一部修正(研修)	終了	
	1	2 - (1)	2- (2)	3	
第1報					
-1.		(2)、(3)、(4) (5)、(6)、(7)		(1)、(8)	*位置づけ変更前に既に取り扱いを終了しているもの
-2.		(1), (4), (5), (6) (7), (10), (11)		(2), (3), (8), (9)	**コロナ特例事務連絡としては取扱いを終 了するものの、他の事務連絡等により従前と 同様の取扱いが可能であるもの
第2報	1, 2				
第3報	1, 2, 5, 6	3、4、11		7*、8、9、10	9

3. 業務管理体制について

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、 法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

※厚生労働省ホームページ

介護サービス事業者の業務管理体制

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html



○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)

法令遵守 マニュアルの整備 法令遵守責任者の選任 法令遵守 に係る監査 法令遵守 マニュアルの整備 法令遵守責任者の選任

指定又は許可を受けて

法令遵守責任者の選任 20未満

20以上100未満

100以上

【届出先】

区 分	届出先			
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣			
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生 局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事			
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長			
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)	中核市の長			
(5) 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が 同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長			
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事			

(※1)事業所数には、介護予防事業所は含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。 (みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問者護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

(※2)指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く。(届出先は、都道府県知事)

1



業務管理体制の整備に係る届出事務の電 子申請化について

厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」(以下、「届出システム」という。)が構築され、令和5年3月28日以降、電子申請等による届出が可能となっています。電子申請に関する詳細は、下記沖縄県ホームページをご参照ください。

沖縄県ホームページ

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/20922.html

提出先

届出先	提出先
厚生労働大臣	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省老健局総務課 介護保険指導室 業務管理係 TEL 03-5253-1111 (内線3958) FAX03-3592-1281 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/annai.html
沖縄県知事	沖縄県庁または福祉事務所(詳細は下記沖縄県ホームページ参照) 沖縄県ホームページ https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/20922.html
沖縄市長	〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市役所1階 介護保険課管理係 TEL 098-939-1212 (内線3098) E-mail <u>a42kanri@city.okinawa.lg.jp</u> 沖縄市ホームページ https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020-001/kenkou/jigyousha/kaigojigyousha/22457.html

★届出システムのログイン画面はこちらから

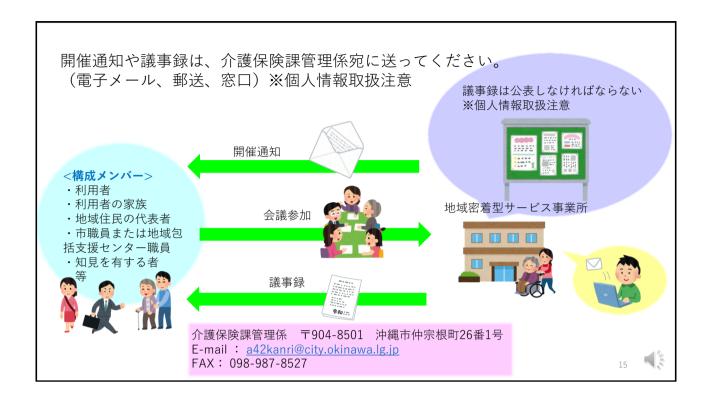
https://www.laicomea.org/laicomea/cmns01l/cmns01l1/init.do



4. 運営推進会議(介護・医療連携推進会議)について

サービス種別	開催頻度
指定定期巡回·随時訪問型訪問介護看護 指定地域密着型通所介護 指定認知症対応型通所介護	おおむね6月に1回以上
指定小規模多機能型居宅介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型特定施設生活介護 指定地域密着型介護老人福祉施設 指定看護小規模多機能型居宅介護	おおむね2月に1回以上





5. お知らせ事項

- ・ 消火設備等の点検について
- •よくある指摘事項
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
- 令和5年度沖縄市介護職員初任者研修等受講費用助成金について

消火設備等の点検について

<基準>

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えなければならない。

<解釈通知>

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

17



指定更新時に、「直近の消防用設備 等点検結果報告書」の提出をお願い しています。消防法令等に違反して いる状態では、指定更新ができない 場合がありますのでご留意ください。



消防法に基づく消防用設備等点検報告制度について

消防用設備等点検報告制度(消防法第17条の3の3)

いざという時に、建物に設置されている消防用設備等が確実に作動するために、建物の関係者(所有者・管理 者・占有者)には、消防法に基づき設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長 に報告する義務があります。

避難設備

消火設備 〇消火器具 〇自動火災報知設備 〇救助袋 〇屋内消火栓設備 〇ガス漏れ火災警報設備 〇緩降機 〇スプリンクラー設備 〇不活性ガス消火設備 〇火災通報装置 〇避難はしご ○誘導灯・標識など ○非常放送設備など 〇粉末消火設備など

<mark>沖縄市ホーム</mark> ページより

※沖縄市ホームページ

https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k051/anshin/shouboukyuukyuu/shoubou/1008/23946.html





消防用設備等の点検の種類と頻度は?

A 6か月に1回の機器点検と1年に1回の総合点検を行う必要があ ります。

•機器点検:外観又は簡易な操作による点検

・総合点検:実際に消防設備を作動させ、総合的な機能を確認す

る点検

【参照:平成16年5月31日消防庁告示第9号】







Q2 消防用設備等の報告の頻度は?

A 建物の用途によって決められた期間ごとに報告する義務があります。

介護事業所はこちら

・特定防火対象物:1年に1回の報告

(用途例:物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の者が出入りする建物)

• 非特定防火対象物:3年に1回の報告

(用途例:工場、事務所、共同住宅、学校、駐車場等)

【参照:消防法施行規則第31条の6】



※詳しくは以下の表をご参照ください。 点検結果の 報告時期 点検結果の 報告時期 防火対象物(消防法施行令別表1) 防火対象物(消防法施行令別表1) イ劇場等 口 一般浴場 口 公会堂等 (10) イ キャバレー等 ロ 遊技場等 停車堤等 (11) 神社·寺院等 ハ 性風俗特殊営業店舗等 工場等 1年に1回 (12) ロ 映画又はテレビスタジオ 3年に1回 イ 料理店等 駐車場等 (13) 口 航空機格納庫 (14) (4) 百貨店等 倉庫 (15) 事務所等 口 共同住宅等 3年に1回 特定複合用途防火対象物 1年に1回 (16) 詳細は次 口非特定複合用途防火対象物 3年に1回 口 自力避難困難者入所福祉施設等 ページ参照 16002 地下街 1年に1回 1年に1回 ハ 老人福祉施設、児童養護施設等 準地下街 二二次推图等 (17) 文化財 3年に1回 学校 (18) アーケード 3年に1回 図書館等 は特定防火対象物 は非特定防火対象物 1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。) を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号) 第五条の 二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

6項口 2) 救護施設

3) 乳児院

4) 障害児入所施設

5)障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であって、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下/避難が困難な障害者等という。)を主として入所させるものに限る。)又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)

1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、 有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施 設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類する ものとして総務省令で定めるもの

2) 更生施設

3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ/5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援者しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)

2







A 基本的には、消防設備士又は消防設備点検資格者に依頼し、 点検を行ってください。

だたし、次の1.2.のいずれにも該当しない建物については、 法律上資格者以外の者でも点検することができますが、点検時 の安全性なども考慮し、沖縄市消防本部では資格者による点検 を推奨しています。



- 1.延べ面積1000平方メートル以上の建物
- 2. 地下又は3階以上の階に特定用途(物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人が出入りする事業所等)があり、かつ、階段が屋内一か所のみの建物





Q4 点検結果の報告書はどうやって作るの?

A 告示で定められた様式を使用し、2部作成し報告する必要があります。

- 1. 消防用設備等点検結果報告書
- 2. 消防用設備等点検結果総括表
- 3. 消防用設備等点検者一覧表
- 4. 必要な設備の点検表

☞消防用設備等の点検報告、点検表(日本消防設備安全センター)

https://www.fesc.or.jp/07/index4-c.html







O5 点検の結果、不備事項があった場合はどうしたらよいですか?

A 消防用設備等に不備があると、火災等の災害時に被害を拡大させる可能性があるため、正常な状態で維持する必要があります。不備事項があった場合は早期に改修してください。











Q6 罰則はありますか?

A 点検結果の報告がなされない場合には建物の関係者に対し、職 員による立入検査等で指導を行います。それでも報告がなされない 場合には、罰則として30万円以下の罰金又は拘留となる可能性が あります。

【参照:消防法第44条第11号】



消防設備等に関するお問い合わせ

沖縄市消防本部 予防課

〒904-2153 沖縄県沖縄市美里5丁目29番1号

電話番号:098-929-0901 (予防課直通)

ファクス番号:098-983-4588





よくある指摘事項について

①秘密保持(個人情報使用の同意)



個人情報の使用に関する同意書について、家族の個人情報の使用に係る家族の同意欄がない。

<基準>

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。



個人情報の使用に関する同意書

上記の目的で個人情報を使用することに同意 します。



令和○年○月○日 利用者氏名 □□ □□

(代筆者) △△ △△ (続柄:長男)

家族氏名 △△ △△(続柄:長男)

個人情報の使用に関する同意書に は、

①利用者の個人情報を使用することについての利用者の同意欄

②利用者の家族の個人情報を使用することについての利用者家族の同意欄

が必要。





個人情報の取り扱いに係る参考ページ

個人情報保護委員会ホームページ 法令・ガイドライン等

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#anc Guide

政府広報オンライン
個人情報保護法をわかりやすく解説
個人情報の取扱いルールとは?
https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html

• 厚生労働省ホームページ 厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html



31

②苦情処理

重要事項説明書等に苦情処理の体制及び手順 等の記載がない。

<基準解釈通知より>

事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、**苦情処理の体制及び手順等**を<u>利用申込者にサービスの内容を説明する文書</u>に記載するとともに、事業所に掲示するべきものである。



あらかじめ利用申込者またはその家族に説明する内容(基準解釈通知)





- ・運営規程の概要
- ・従業者の勤務の体制
- ・事故発生時の対応
- ・苦情処理の体制
- ・提供するサービスの第三者評価
- の実施状況

などの利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を文書で交付して説明し、同意を得る。

33



(参考様式5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

	の苦情を処理するために講ずる措置の概要	
事業所又は施設名 申請するサービス種類		
Pary OU - CAMPA		
	格置の概要	
利用者からの相談又は苦†	専等に対応する常設の窓□(連絡先)、担当者の設置	
○ 円滑かつ迅速に苦情処理	5行うための処理体制・手順	
	着に対する対応方針等(国宅介護支援事業者の場合記)	13
> 各権があったサービス争乗	者に対すつ対応力針号(語も)「読又振争業者の場合能」	0
4 その他参考事項		

指定申請時に、指 定権者に提出する 書類です。



利用申込者にサービスの 内容を説明する文書に記 載し説明してください。



介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

別紙様式3-2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出



別紙1-3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

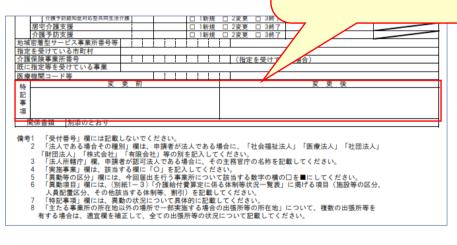


35

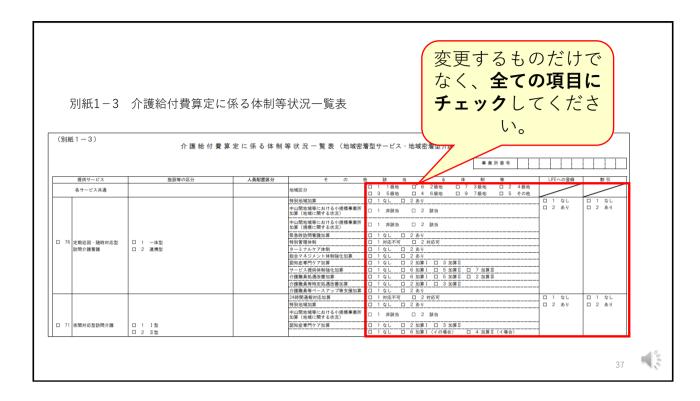


別紙様式3-2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出

変更する項目を **すべて**記載して ください







令和5年度沖縄市介護職員初任者研修等受講費用助成金について

•市内の介護サービス提供事業所における新たな介護人材の確保及び介護職員の資質の向上を図るため、同事業所の従業者に係る**介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修**を修了した者に、その受講費用の一部を予算の範囲内で助成します。(予算がなくなり次第終了。)

•上限5万円

詳細は、沖縄市ホームページをご覧ください。

https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020001/contents/p00002.html

6. 令和4年度介護職員処遇改善加算等実績報告書について

- 介護職員処遇改善加算
- 介護職員等特定処遇改善加算
- 介護職員等ベースアップ等支援加算

算定している間は、 毎年度計画書と実績 報告書の提出が必要 です。



令和4年度実績報告書の提出

<提出期限>

令和5年7月31日(月)17:00まで

提出方法:窓口、郵送、電子メール

(郵送または電子メール推奨・郵送の場合は必着)

<提出先>

沖縄市役所1階 介護保険課管理係 〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号 E-mail a42kanri@city.okinawa.lg.jp







令和4年度介護職員処遇改善加算等実績 報告書の様式

- 介護保険最新情報vol.1136(令和5年3月17日)
- 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職 員等ベースアップ等支援加算に 関する基本的考え方並びに事務処理 手順及び様式例の提示について(令和4年度分) | の一部改正につ いて
- < 提出書類 >
- 別紙様式3-1
- 別紙様式3-2
- 別紙様式3-3 (令和4年度にベースアップ加算を算定している場合)

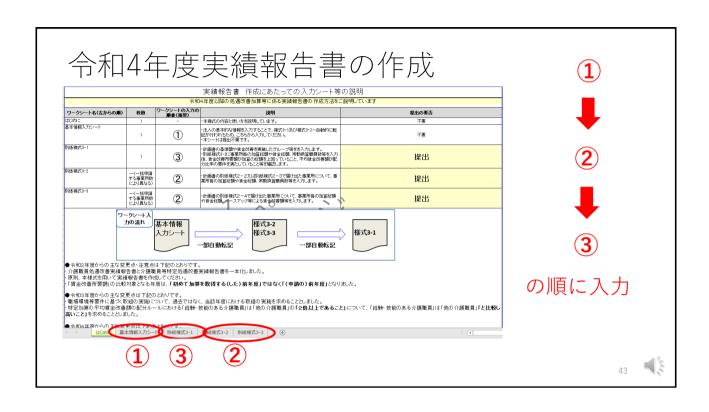


期限までに実績報告が行われない場合

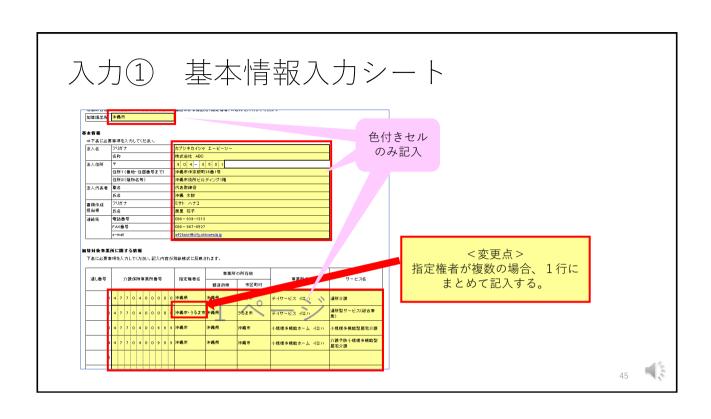
期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該 加算は全額返還となるのか。 (平成24年度介護報酬改定に関す るO&A (Vol.1) 平成24年3月16日付 P99 問238

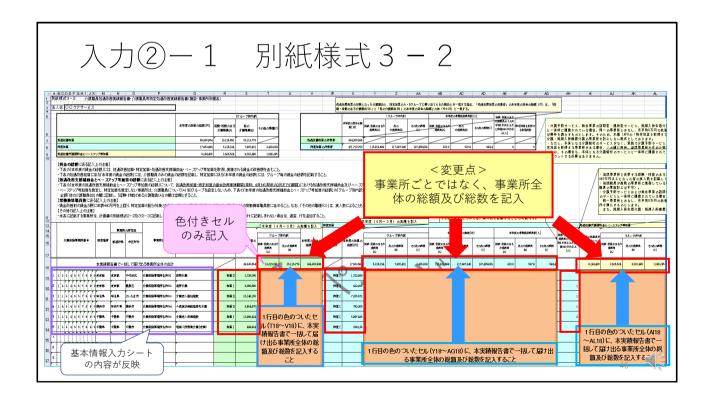
加算の算定要件で実績報告を行うこととしており、指定権者 が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、 実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしてい ない不正請求として全額返還となる。







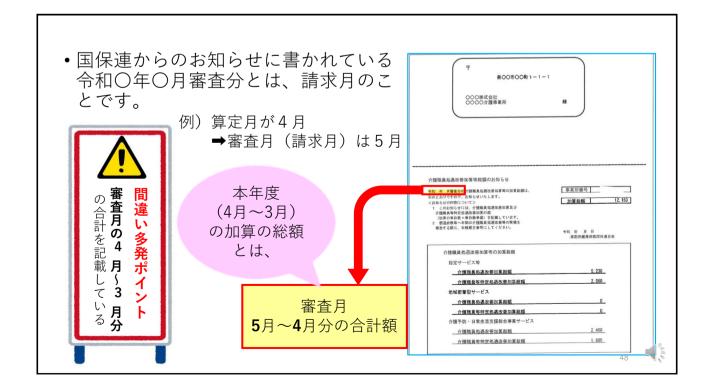




別紙様式3-2 記入上の注意点①

- 「本年度の加算の総額」について
- 国保連からのお知らせをもとに、本年度(4月~3月)の実績を 記入する。

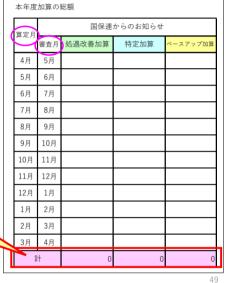




本年度(4月~3月)の実績を記入とは?

- 「本年度」=算定月が4月~3月
- 算定月が4月~3月なので、国保連からのお知らせに記載されている審査月 (請求月)は、5月~4月になります。

それぞれの 合計額を記載





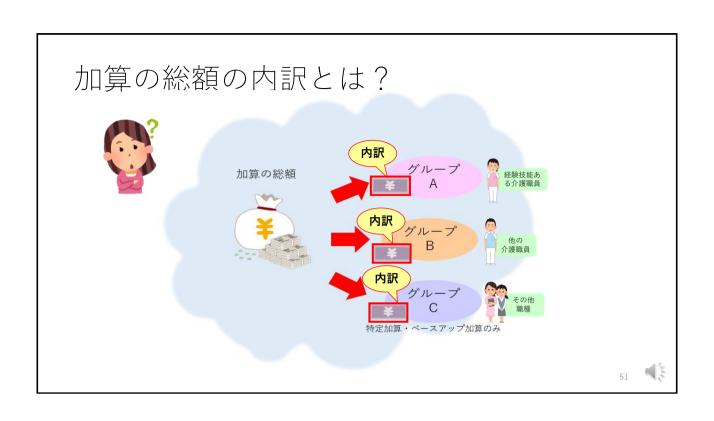
別紙様式3-2 記入上の注意点②

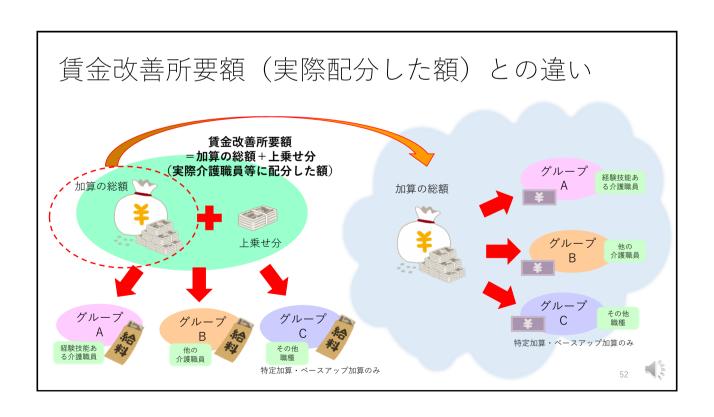
「グループ別内訳」について

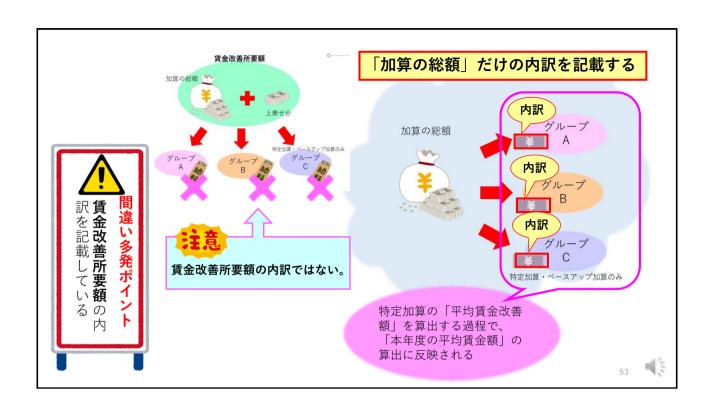
- 「本年度の加算の総額」の内訳を記入します。
- 「グループ別内訳」の合計=「本年度の加算の総額」









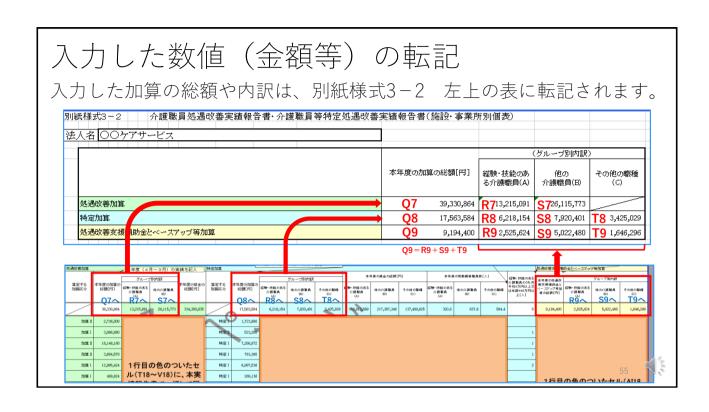


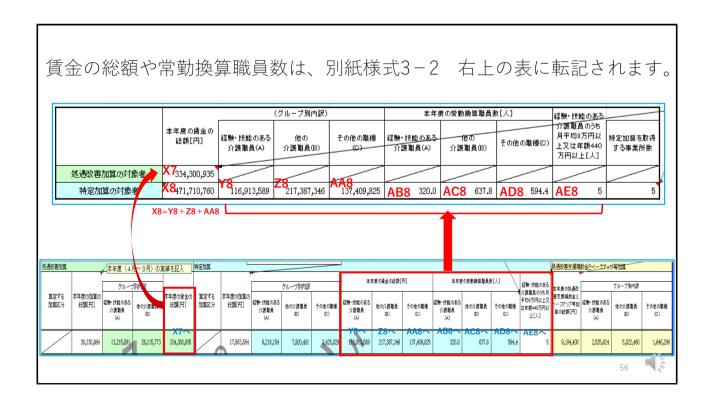
別紙様式3-2 記入上の注意点③

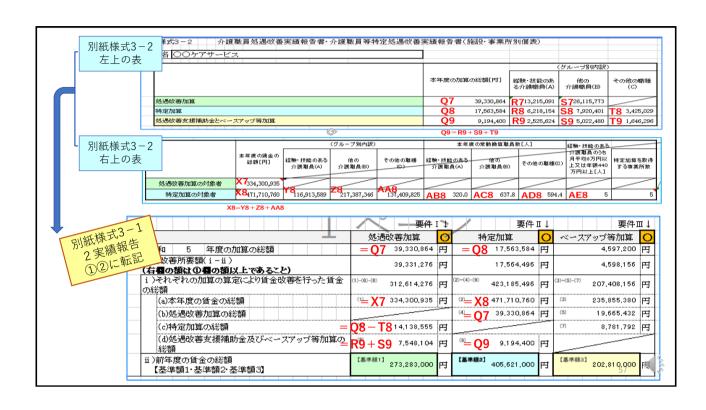
• 本年度の賃金の総額は、賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

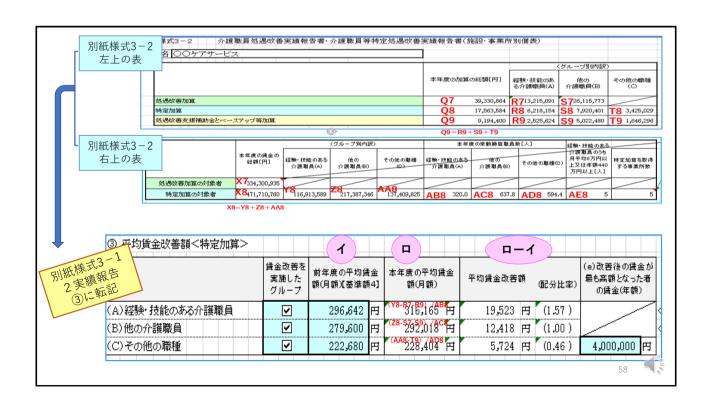


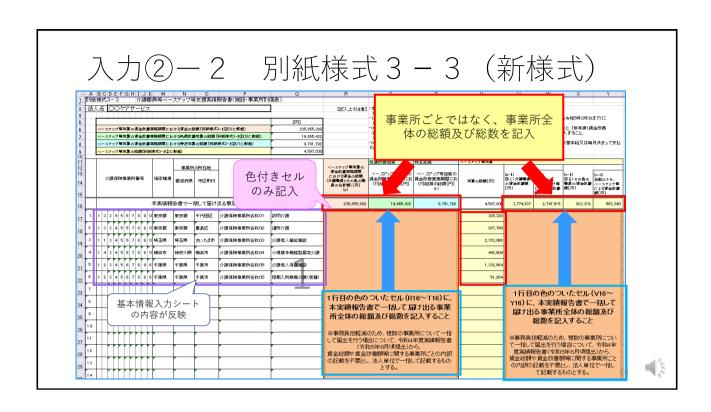


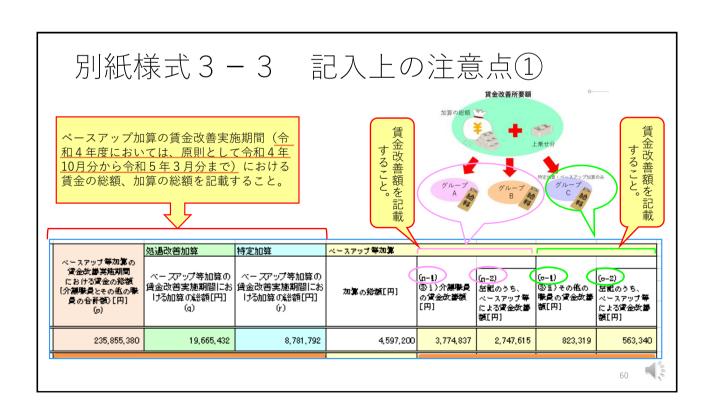










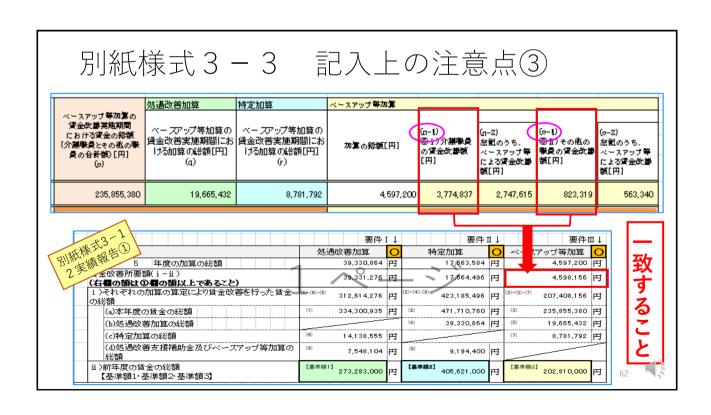


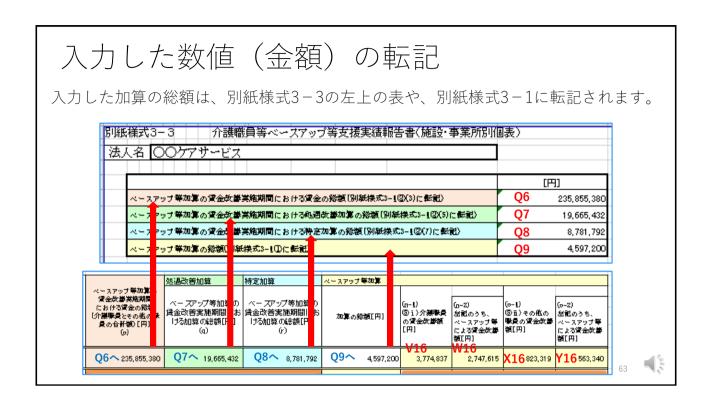
別紙様式3-3 記入上の注意点②

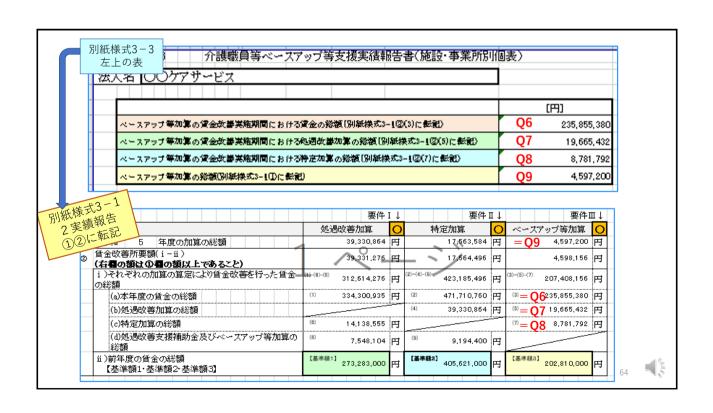
「賃金改善実施期間における賃金の総額」は、賃金改善に伴う法 定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

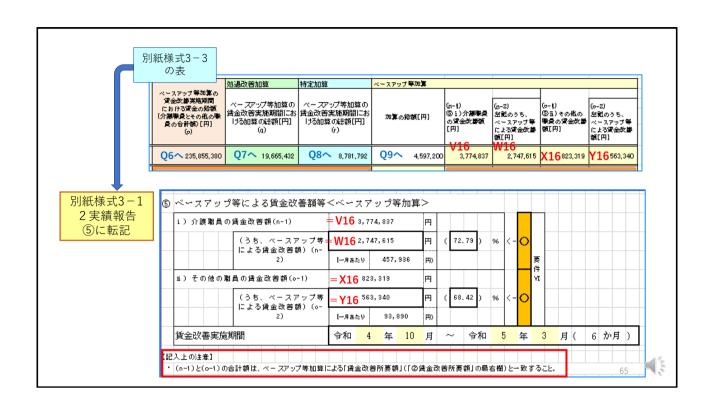
- 1		処遇改善加算	特定加算	ペースアップ等加算				
	ベースアップ等加算の 資金改善実施期間 における資金の影響 (介護職員とその他の職員の合計額)[円] (p)	ベー <i>スアッ</i> プ等加算の 賃金改善実施期間にお ける加算の総額[円] (q)	ベースアップ等加算の 賃金改善実施期間にお ける加算の総額[円] (r)		⑤ i 〉介護職員 の賃金数蓄額 [円]	左記のうち、 ペースアップ等	⑤ i)その低の 職員の賃金数器 額[円]	(o-2) 左記のうち、 ベースアップ等 による資金枚器 額[円]
	235,855,380	19,665,432	8,781,792	4,597,200	3,774,837	2,747,615	823,319	563,340

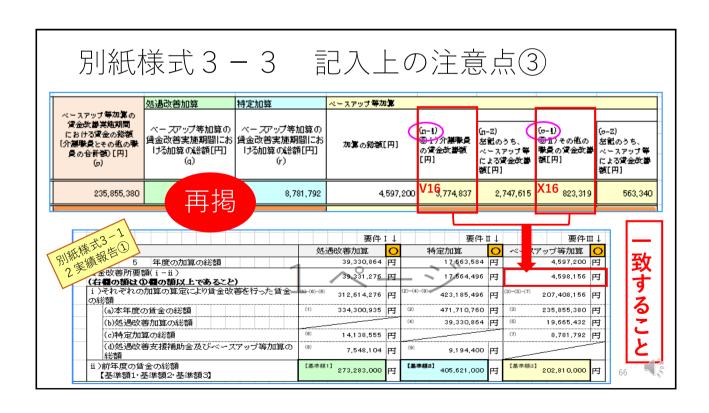


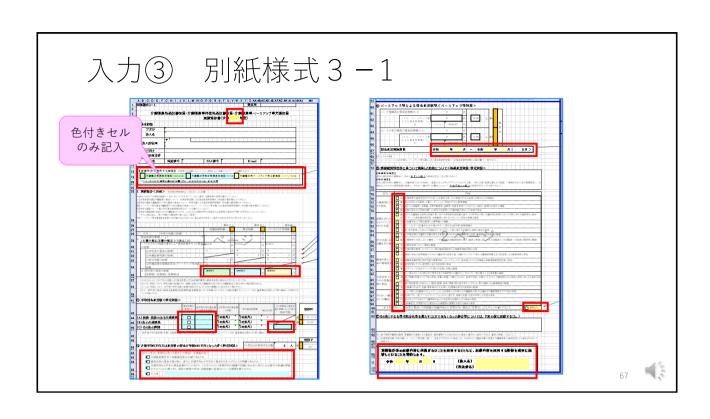


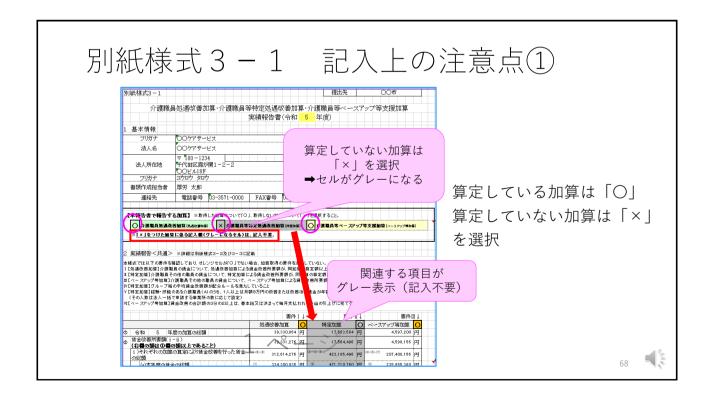












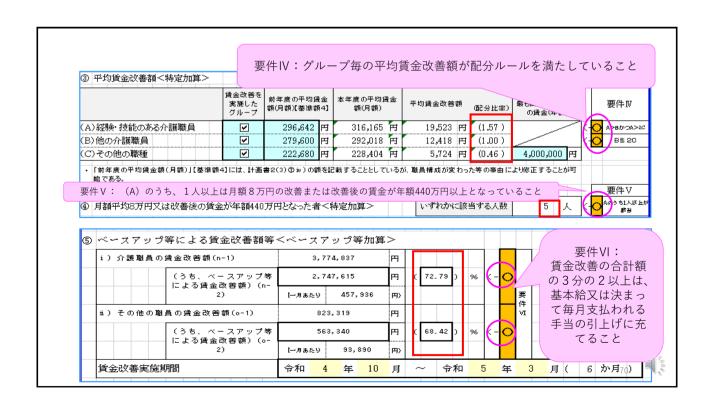
4

別紙様式3-1 記入上の注意点②

• 算定する加算に係るオレンジセルが「○」になっていることを 確認する。

要件Ⅰ~Ⅲ:賃金改善所要額が、加算の総額以上であること

	要件	Į 👃	要件	<u> </u>	要件Ⅲ↓	
		0	特定加算	O	ベースアップ等加算(🕻	
ひ 令和 5 年度の加算の総額	39,330,864	円	17,563,584	円	4,597,200 円	
② 貸金改善所要額(i-ii) (右欄の額は①欄の額以上であること)	39,331,276	円	17,564,496	円	4,598,156 円	
i)それぞれの加算の算定により賃金改善を行った賃金 の総額	312,614,276	円	423,185,496	円	(3)-(5)-(7) 207,408,156 円	
(a)本年度の賃金の総額	(1) 334,300,935	円	(2) 471,710,760	円	③ 235,855,380 円	
(b)処遇改善加算の総額		<u></u>	⁽⁴⁾ 39,330,864	円	⑤ 19,665,432 円	
(c)特定加算の総額	⁽⁶⁾ 14,138,555	円		<u>~</u>	⑺ 8,781,792 円	
(d)処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の 総額	7,548,104	円	⁽⁹⁾ 9,194,400	円		
ii)前年度の賃金の総額 【基準額1・基準額2・基準額3】	【基準額1】 273,283,000	円	【基準額2】 405,621,000	円	[基準額3] 202,810,000 円	



別紙様式3-1 記入上の注意点③

		要件:	[↓	要件1	Ι↓	要件Ⅰ	п↓
		処遇改善加算	0	特定加算	0	ベースアップ等加算	0
O	令和 5 年度の加算の総額	39,330,864	円	17,563,584	円	4,597,200	円
0	賃金改善所要額(i-i) (右欄の額は①個の額以上であること)	39,331,276	円	17,664,496	円	4,598,156	円
	i)それぞれの加算の算定により賃金改善を行った賃金 の総額	(Ma)-(6)-(B) 312,614,276	円	423,185,496	円	(3)-(5)-(7) 207,408,156	円
	(a)本年度の賃金の総額	(1) 334,300,935	円	(2) 471,710,760	円	(3) 235,855,380	円
	(b)処遇改善加算の総額		<u>^</u>	(4) 39,330,864	円	(5) 19,665,432	円
	(c)特定加算の総額	⁽⁶⁾ 14,138,555	円		<u> </u>	(7) 8,781,792	円
Ι.	(d)処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の 終額	⁽⁸⁾ 7,548,104	円	⁽⁹⁾ 9,194,400	円		
	ii)前年度の賃金の総額 【基準額1・基準額2・基準額3】	【基準額1】 273,283,000	円	【基準額2】 405,621,000	円	【基準額3】 202,810,000	퓍

前年度の賃金の総額:計画書の2(1)② ii)の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等 の事由により修正することが可能。その場合、⑦その他に修正理由を記載する。

⑦その他(やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等については、下記の欄に記載すること。)



実績報告書の提出時において、前年度の賃金 の総額に変更の必要が生じた場合

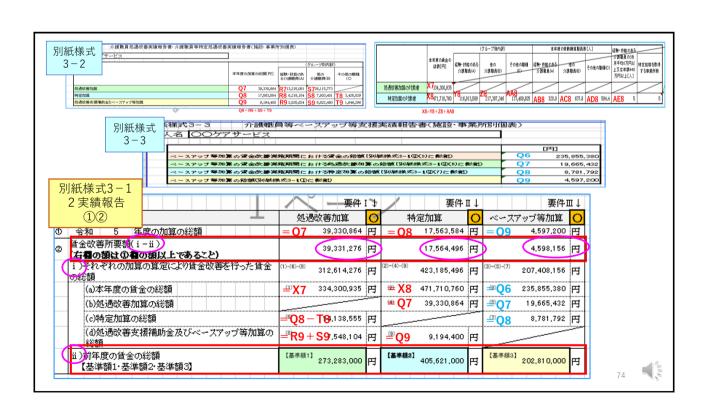
問 処遇改善計画書及び実績報告書において基準額1、2(前年 度の(介護職員の)賃金の総額)及び基準額3(グループ別の 前年度の平均賃金額)の欄が設けられているが、実績報告書の 提出時において、基準額1、2及び3に変更の必要が生じた場合 について、どのように対応すればよいか。

(介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関す るQ&A 令和3年6月29日付 P2 問1)

- <mark>答 当該事業所における処遇改善加算等により賃金改善を行った総額については、</mark>
- ① 前年度の賃金の総額(基準額1、2)
- ② 処遇改善加算又は特定加算による賃金改善を含めた当該年度の賃金の総額を比較し計算することとしているが、①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合や、②について経営状況等が変わった場合、以下 の取扱いが可能である。

<①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合>

当該年度において、勤続年数が長い職員が退職し、職員を新規採用したこと等により、前年度と職員構成等が変わった場合や賃金改善実施期間が処遇改善計画書策定時点と変わった場合等に、処遇改善計画書に記載した前年度の賃金の総額が、②と比較するに当たっての基準額として適切ではなくなる場合がある。通常は、処遇改善計画書の変更の届出を行い、基準額1、2の額を推計することにより修正することとなるが、この場合は、実績報告書の提出時において、変更前後の基準額と合理的な変更理由を説明することで差し支えない。(令和2年度実績報告書においては、説明方法は問わないが、令和3年度においては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老発0316第4号)でお示しした実績報告書(様式3-1)の「⑥その他」に記載されたい。



別紙様式3-1 記入上の注意点④



前年度の平均賃金額:計画書 2 (3) ⑦iv) の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能。その場合、⑦その他に修正理由を記載する。

のその他(やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等については、下記の欄に記載すること。)



○ 実績報告書の提出時において、グループ別の 前年度の平均賃金に変更の必要が生じた場合

問 処遇改善計画書及び実績報告書において基準額1、2(前年度の(介護職員の)賃金の総額)及び基準額3(グループ別の前年度の平均賃金額)の欄が設けられているが、実績報告書の提出時において、基準額1、2及び3に変更の必要が生じた場合について、どのように対応すればよいか。

(介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関するQ&A 令和3年6月29日付 P2 問1)

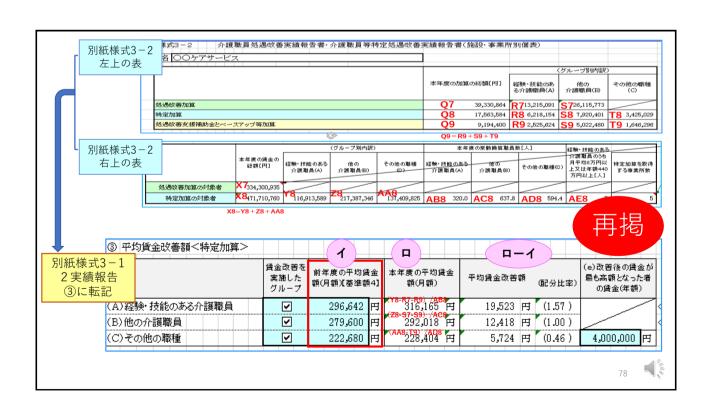
- 答 当該事業所における処遇改善加算等により賃金改善を行った総額については、
- ① 前年度の賃金の総額(基準額1、2)
- ② 処遇改善加算又は特定加算による賃金改善を含めた当該年度の賃金の総額

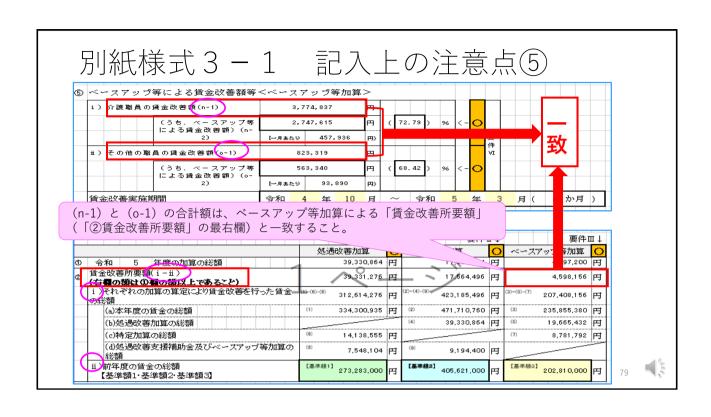
を比較し計算することとしているが、①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合や、②について経営状況等が変わった場合、以下の取扱いが可能である。

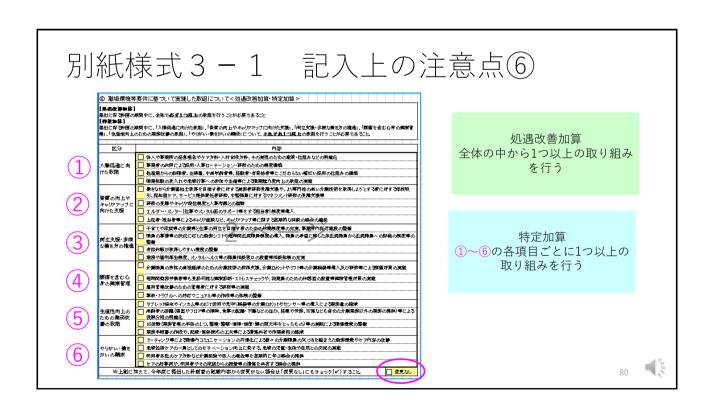
<①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合>

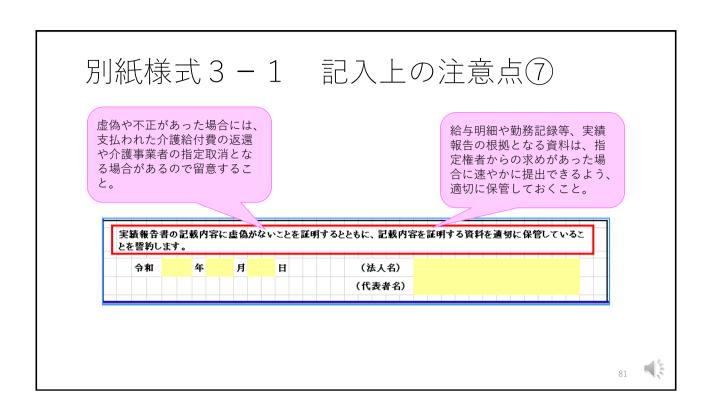
当該年度において、勤続年数が長い職員が退職し、職員を新規採用したこと等により、前年度と職員構成等が変わった場合や賃金改善実施期間が処遇改善計画書策定時点と変わった場合等に、処遇改善計画書に記載した前年度の賃金の総額が、②と比較するに当たっての基準額として適切ではなくなる場合がある。通常は、処遇改善計画書の変更の届出を行い、基準額1、2の額を推計することにより修正することとなるが、この場合は、実績報告書の提出時において、変更前後の基準額と合理的な変更理由を説明することで差し支えない。(令和2年度実績報告書においては、説明方法は問わないが、令和3年度においては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老発0316第4号)でお示しした実績報告書(様式3-1)の「⑥その他」に記載されたい。

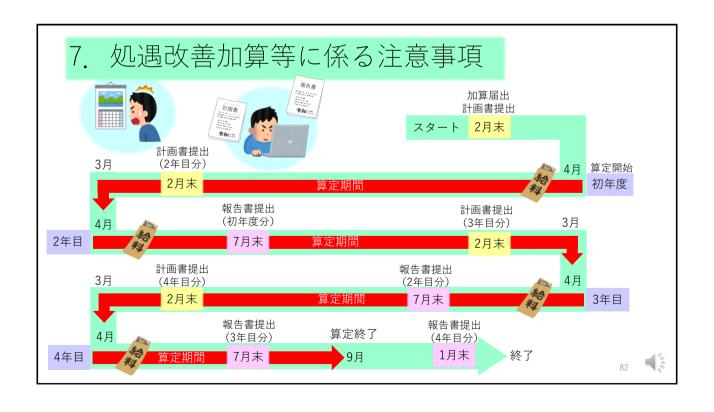
なお、これは、基準額3 (グループ別の前年度の平均賃金額) についても同様である。











①計画書・実績報告書の提出時期

<計画書>

処遇改善加算等を取得しようとする月の前々月の末日まで

- 例1) 令和6年4月から算定予定→令和6年2月末日まで
- 例2) 令和5年10月から算定予定→令和5年8月末日まで

<報告書>

- 毎年度末まで算定した場合→翌年度の7月末まで
- ・年度途中で算定しなくなった場合(休止、廃止含む)→最終の 加算の支払いがあった月の翌々月の末日まで

例1) 令和5年8月~休止**→11月末まで**

※最終の加算(7月分)の支払い月(9月)の翌々月





②変更の届出

計画書の内容について、以下の変更があった場合は変更の届出が 必要。

- 1) 会社法の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の 作成単位が変更となる場合。
- 2)複数の介護サービス事業所等を一括申請している事業者で、 当該申請に係る介護サービス事業所等に増減があった場合。
- 3) 処遇改善加算の区分変更のため、キャリアパス要件に関する 適合状況に変更があった場合
- 4) 介護福祉士の配置等要件に関する適合状況に変更があり、該 当する加算区分に変更が生じた場合。
- 5) 就業規則を改正した場合(介護職員の処遇に関する内容に限 る)
- 6) 処遇改善加算(Ⅲ) を算定し、キャリアパス要件、職場環境 等要件の要件間の変更が生じる場合



③関係資料の保管及び提示について

•計画書及び実績報告書の内容を証明する資料は、事業者が適切に保管し、沖縄市から求めがあった場合には速やかに提出すること。

④労働関係法令の遵守

- 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- 労働保険料の納付が適正に行われていること。





⑤処遇改善方法の周知

- 処遇改善加算等の届出を行った事業所は、当該事業所における 賃金改善を行う方法について**計画書を用いて**職員に周知すると ともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。
- 介護職員から処遇改善加算等に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、 書面を用いるなどわかりやすく回答すること。





処遇改善計画書等の周知方法

問 賃金改善等の処遇改善計画の介護職員への周知方法の確認について、回覧形式で判子を押印した計画書の写しを提出させること等が考えられるが、具体的にどのように周知すればよいか。

(平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成24年3月16日付 P97 問231)

答 賃金改善計画等の周知については、全従事者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従事者への文書による通知等が考えられるが、 各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要である。

87



ご清聴、ありがとうございました。



